

御注意

4 1月の一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することになります。
 3 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 2 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 1 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額」の欄に必要事項を記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
年 月 日提出 (宛先) 港区長		特別徴収義務者 給与支払者	所在地							特別徴収義務者 指 定 番 号				
			フリガナ							宛 名 番 号				
			氏名又は名称							担 当 者 先	所 属 氏 名			
			個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載してください。						電 話	内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名													
	生年月日													
	個人番号													
	受給者 番号									□ 月から □ 月まで	□ 月から □ 月まで	□ 年 □ 月 □ 日	1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 [事由・理由]	□ 1. 特別徴収継続 □ 2. 一括徴収 □ 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所												該当する 番号を記入	該当する 番号を記入
異動後の 住所			円											
1. 特別徴収継続の場合														
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号						新しい勤務先へは、月割額 円を						
	所 在 地	〒						□ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	フリガナ							受給者番号						
	氏名又は名称							納入書の要否 (新規の場合のみ記載) □ 該当する 番号を記入 1. 必要 2. 不要						
2. 一括徴収の場合														
理 由	□ 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、					
	□ 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。				月 日		円		□ 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。					
3. 普通徴収の場合														
理 由	□ 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため						※市区町村記入欄							
	□ 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
□ 3. 死亡による退職であるため														